

哲学研究

第五百三十三号

第四十六卷
第三册

歴史知識における理論

クルト・ヒュプナー

神野慧一郎訳

序言

歴史知識 (Historical sciences) は特殊なもの、個別的なもの、例えば、ある個人、国家、芸術上の時期などにかかわるが、自然に関する知識は普遍的なもの、すなわち、どこでも妥当な法則とか定常的な現象とかを論ずるのだ、とする説は今日でもまだ広く流布している。この説に唱和して、前者における方法と後者における方法は互いに異なるといわれる。すなわち、歴史家は『了解 (understand)』する、つまり、歴史家は自分に知られたこまこました人間の諸関係に対して、个性的で情念をこめた接触をなしうるに反し、科学者は『説明 (explain)』し、従って現象を一般法則へと関係づける、とされる。これ、またはこれに類した意見は殊にドイツの哲学者と歴史家とによって表明されている。たとえばヘルダー、フンボルト、ディルタイ、ランケ、ドロイセン、ヴィンデルバントおよびその他の多くの人々がそれである。

これらの人々はこれまでもしばしばアングロサクソン系の諸国で反駁をうけていたが、極く最近もまた再び反駁をうけている。名を挙げるのは僅かな人に限るとしても、たとえばヘンペル、オッペンハイム、ガーディナー、ホワイト、ダントらは歴史知識にもまた説明ということはあるのだし、一般法則もやはりそこで用いられている、と言うのである。この点に関してすべての経験的知識は同じということである。

かくして、一方には了解派の哲学者があり、他方には説明派の哲学者がいる。私はまず、これらの相異なる二つの立場について論じたい。了解派の哲学から始める。

(1) 了解派の哲学者

始めに私がたった今触れたばかりのかれらの意見の全貌を与えておきたい。歴史知識は特殊と個別にのみ、関わるという論点がかれらにしばしば皮相な仕方で帰せられる。しかしこの論点は正しくない。何となれば、かれらがかくも強く力点をおく特殊なるものはそれ自体ある意味で何ほどか普遍的だからである。——もちろんこの普遍性の妥当性は自然法則のそれとは異なり、原理的には人間によって変えられうるものであり、従ってこの普遍性は歴史的に限られた妥当性でしかないことは認めねばならぬとしても。たしかに、一個の国家、特定の憲法、一つの経済体系、宗教上の一理説、芸術の一様式等は個別的なものであり、歴史的な制約をもっていることは、了解派の哲学者達が強調して来たとおりである。他方しかしこれらの如きものは政治的、経済的、宗教的生活の個々様々の現象がより包括的な文脈中に秩序づけられうる限りにおいて普遍的でもある。もし私が誤っていないなら、このような秩序の一般的諸形式を否定し、過激なるノミナリズムへと我が身を捧げたものは了解派の哲学者のうちに殆んど存在しないのである。もしかれらが歴史知識における個別的なものにかくも強い力点をおいたとしたら、それによって彼らがなさんとしたのはただこれら諸形式の有する歴史的にユニークなものへの注意を惹き、自然についての知識とは鮮明に区別しよう

と欲したのである。

さてしかし私はここで批判を始めるとして、一体われわれは普遍ということでは、正確にはどのようなことを了解すべきなのか。このことを了解派の哲学者達は明確に言っていない。かれらは多かれ少なかれ曖昧であり、それについて正確な観念をもっていない。あるものは有機的であって多くのものを包括する『全体 (Ganzheiten)』のことを漠然と語る。たとえばヘルダーとランケとがそうであり、歴史的諸過程を植物のvarietyゆくさまに比較している。ディルタイはこれら諸過程を『生命の意味・作用の連関 (Bedeutungs- und Wirkungszusammenhänge des Lebens)』等々と呼んでいる。従ってそのような不分明なことを記述し、論理的に定義を与え、透徹して見るためには、同感⁽²⁾、了解⁽³⁾、感じ⁽⁴⁾と⁽⁵⁾、予知⁽⁶⁾さえする特別能力が持ち出されたのである。

(2) 説明派の哲学者

説明派の哲学者達はこれに反対する。かれらの意見は大変単純な例によって明らかにされうる。ある人がストーヴに火をつけたと仮定せよ。これは次のように語られるであろう。ある人が凍えていた。しかしその人はストーヴをもっていた。そして凍える人は暖を得ようとするものである故に、その人は従って彼のストーヴに火をつけた。この話の筋では、(ある人がストーヴに火をつけたという) 個別的な出来事についての文が、一般法則(凍える人はすべて暖を得ようと試みる)を含む諸前提から演繹されている。さて、説明派の哲学者達に従えば、すべての説明はそのような演繹から成り立つのである。説明は上の例が示すように、常に、一般法則を含む諸前提から引き出された結論によって成立するのである。これらの哲学者達の確信するところでは、そのような説明が歴史家の物語ることの中の重要な点であり、この説明は自然科学の中でそのそれと原理的には差異はないのである。

私はこれに賛成する。そして後にその理由を提示したい。しかし残念ながら、説明派の哲学者達はこのような洞察

に注意を集中したあまり、歴史家にとって殊に関心があり本質的でもあるような類の普遍性を殆んど看過したのである。このような説明派の哲学者はその注意をもつばら一般法則に釘づけにした。もちろん一般法則は歴史における説明にも現われる。しかし実際は、それらはむしろ心理学、生物学その他の諸科学の法則である。これに反し了解派の哲学者達は、ある別のものすなわちある本当に歴史的なものがここで肝要な眼目であることを、まさに正しくも見てとっていたのである。しかしこれらの眼は形而上学によってあまりにも眩まされていた。

(3) 歴史知識に特徴的な普遍

われわれは元来、歴史知識にとって特徴的な普遍の明確化に関わっている。例をもって始めよう。

ある政治家が、政敵を殺害すれば政治的には有利であったかもしれないのに、その命令を下すのを拒んだと仮定せよ。これは次のように説明されるであろう。彼はある政治的諸原則の支持者である。この諸原則に基づいて、彼はある目標を追求せねばならぬと信じた。この目標を達成するには、政敵をある都合のよい時機に転覆するのが最もよき方策であると、彼は考えた。しかし、同時に彼は、道徳上のいくつかの原則の支持者であり、これら原則を政治上の原則よりも重要であると思見している。かくして、彼は、政敵の殺害は自分の道徳的原則に反すると考えるが故に、また従ってかかる犯罪行為を命ずることを、こぼんだのである。

さて、ここには「凍える人間は暖をもとめる」という類の一般法則は一つも見出されない。むしろ前提をなす各々の文は個別的な出来事、たとえば「彼は……の支持者である」、「彼は……と考え、信じた」等々に言及している。もちろんこの事の意味するのは、ここにはいかなる法則も實際上用いられていない、ということではない。その意味するところは、この説明の推論をそもそも可能ならしめるような法則が等閑に付されているということのみ、である。そのような法則は、上述のように信じ、考え、願望し、かつまた、上述の政治家のようなある状況にある人間はやは

り彼のように行爲する、という主張である。にも拘わらず、非常に厳格な論理学者を除いて、何人も今問題にしている説明の中でそのような法則がなおざりにされているのを残念に思つて殊更に言い立てはしない。上の説明は、そのままの短縮された形で完全に理解可能である。ここでとり上げた法則は歴史家の興味を全く惹かない。何故なら歴史家は彼の全注意を全く別のもの集中させているからである。

しかしながら、今言つたことが常に真ではないことを私は認めねばならぬ。ある人が(上述の政治家がたとえば諸諸の原則を信じていたように)ある状況に対処して行動するのに従わねばならぬある特定の規則を信じているにも拘わらず、たとえば心理的、生物的、物理的等々の諸要因によつて妨げられたが故に、しかるべく行動しないということとは充分ありうる。さて、このような場合には、歴史家は、説明派の哲学者のいう意味での一般法則に、はっきりと言葉に出して、訴えるであろう。けれども非常にしばしば歴史家は、事物の説明の仕方を科学者と明確に異にしているであろうこと、次の比較が示すごとくである。

説明のとりうる形式

歴史知識

(1) ある人が、ある状況にいた。

自然についての知識

(1) あるものが、ある状況にあった。

(2) この時、その人は、そのような状況に対処して行動する際に従わねばならぬ、普遍性をもつたある規則の妥当性を信じている。

(2) あるものが、このような状況にあるとき、いつもそれは、ある法則に従つて変化するのである。

(3) 前提(1)と(2)を充たす人は、心理的、生物物的に従つて、それは諸法則に従つて変化した。

理的等々の諸法則により、当の特定の規則に従って、行動するであろう、／又は、行動しないであろう。

(4) 従って、彼はその規則に従って行動した／又は、しなかつた。

われわれの見解は、すなわち、歴史的説明にとつて特定のものは、上段の(2)である、ということである。説明の際に、(3)すなわち法則を含めないのは論理的には正しくないが、多くの場合は法則は等閑に付される。これに反し、科学者達は下段の(2)で言われている法則を等閑に付すことは決してできない。というのはこの点が科学者にとつて絶対的に本質的であるからである。

私はこの点を歴史的な知識の公理について語るときにより詳細に論じたいが、今しかし行ないたいのは、一般規則ということで私が何を意味しているかの、もうすこし立ち入った説明である。第一に私は倫理的ならびに政治的諸原則について語った。このカテゴリーに含まれるのは、例えば、聖書の十誡、政治的意志の一般的決定をする政治上の指導方針ならびに至上帝令(國連憲章、産業の国有化)等々がある。一般規則は、必ずしもいつもどこかに文字として書かれ、はっきりと確定されているのではないけれども、経済的ならびに社会的構造をも決定している。更に、われわれは、一般規則を芸術の領域や宗教の領域において、たとえば、和音の理論(theory of harmony)や、様式の諸要素、種々の形式の儀式等に見出す。私は殆んど、人生の諸領域の存する数だけの多くの例を挙げうるであろう。いつでもわれわれの生活は、規則によって規定されている。そうした規則はしばしば自然法則がもっているのと同じ厳格さと正確さをもっている。われわれが他人に対してなす日常の行動の場合に従っている諸法則のことを考えればよい。すなわち、礼儀、もてなし、行儀の諸規則、交通の諸法規、業務、金銭、取引きの諸規則、仕事上の行動の諸

規則、なによりも、言語の諸規則、など。そして、ゲームで遊んでいるときですら、われわれは、厳密な規則（ゲームの規則）に服している。

時には歴史家は理想的な事例に出会うであろう。そこではこれら諸規則が成文化されているのみならず、すでに厳密な体系で論理的な秩序をもたしめられている。つまりその歴史家が科学史家ならその研究対象はたとえば、ニュートンの理論のごとき、一つの物理理論でもありうる。またもし法律史家なら、研究対象は成文法ないし本でありうるであろう。時には、われわれの面する事例は、規則は成文化されているが、しかし、体系的な秩序づけはなされていないものであろうし、また、時には、すでに述べたように、規則は文章の形をとってさえいないことがあろう。その時は、歴史家は、諸規則の論理ないし規則そのものを構築せんと試みるであろう（この問題について私は後に論ずるであろう）。一つの例は、古代における財貨の交換規則であろう。また、古代国家スパルタの基礎をなしていた規則、後代には見捨てられてしまったが戦闘において実施されたことの明らかにある、戦闘の作戦計画なども、例となろう。極めてしばしば規則は形式的な厳密さと正確さの理想を充たさないかもしれない。しかし、そうした規則ですら大抵は、なんらかの実際上の状況において適用されうる程度には正確であろう。

さて、わたくしが今まで述べて来たことの結論は次のごとくである。

第一。歴史知識の中に特定の (*specifically*) なる、普遍的な、一般規則 (*general rules*) である。ここで、了解派の哲学者達のように、有機的で曖昧な『全体 (*Ganzheiten*)』、『意味連関 (*Bedeutungszusammenhänge*)』またはそうした種類の何ものかがありはしないかと推量するのは、私の見解では、全くの欺瞞である。もちろん、私がすでに強調したように、歴史家も説明に際して一般法則を用いる。歴史家が極めてしばしば歴史上の出来事を、心理学的、生物学的、物理学的ならびにその他の一般的な自然法則に割りふることを何人も否定しないであろう。しかし歴史家がこのようなことをしている限りにおいて、歴史家はまさに心理学者、生物学者、物理学者等々……なのである。これに

反し、歴史家が歴史家であるのは、私がたった今論じた類の普遍性に言及する限りにおいてのみ、なのである。

第二。これら諸規則は、過去に属し、歴史的に限られた効力しかもたず、そして、人間によってつくられた (*man-made*) ものである。もちろん、自然法則もまた時間的に限られた効力をもつものかもしれない。自然の諸法則の妥当性は恒常なるものと普通には信じられていたけれども、そうではないものかもしれない。しかし、もし自然の諸法則が変化するとしても、多分比較にならぬ程の長期間の経過を要するであろう。何よりも、その変化は人為 (*man-made*) ではないであろう。さて、私は、了解派の哲学者達は一般性をもつ規則の意味を眩ましたという理由で、かれらに反対を唱えたが、これに反し、説明派の哲学者達が私が反対する理由は、彼らが法則というものにあまりにも目を奪われすぎて、私の意見では、歴史知識にとって通常本質的でありとにかく独特なものを、見失っているからである。

もちろん、私は否定しない。法則の探究は、たとえその法則がそれを用いる歴史家には全くつまらぬものに見えることがしばしばあるにしても、まったく正当であることを。たとえば意志、信念、および行為の多かれ少なかれこみ入った結びつきが呈する極めて興味ある問題がある。しかし、説明派の哲学者達がこうした問題にもっぱら没頭することによってどんなに誤ってしまったのかを仄かすだけのことは私もすくなくともしておかねばならぬ。私はここで、彼らのしている重箱の隅を楊枝でつつく試み、すなわち、正確さを必要としない事物を正確にしたり、ある完全に明確なものを、そうした明確さを求めることが場違いの事例に適用して、不分明を探し出したりする試み、に立ち入りたいとは思わない。私はただ二つのことを述べ、もって、説明派の哲学者が歴史上の事柄の説明形式の正しい記述に失敗していることについてすでに私の言ったことを完結させたい。

私の見るところでは、この種のすべての哲学者にとっては、上述のように法則が脱落している説明は『説明略図 (explanation-sketch)』に過ぎぬか、『準-説明 (quasi-explanation)』かである。この類の表現は、私の意見では、全く人を惑わすものである。何故なら、そうした表現は、歴史知識 (historical sciences) は何らかの汚点を有し、殊更

に曖昧であり、従って正確な知識とは大いに異なるかのごとき印象をつくり出すからである。一例を出したい。もしある人が頭痛がする故に、錠剤を飲んだと言ったとする。これをもって一つの説明略図であると真面目になつて解する人はないと、私は考える。この種の表現が有意味でありうるかどうかは、特定の状況に依存している。これと同じ仕方では、われわれの日常の説明の殆んどは歴史知識のなす説明と同じく、何の曖昧さもなく、全く明瞭で理解可能である。ここでは過度の完全性はむしろ害を生ずるし、事柄を不必要に紛糾させ、結局は不分明なことが却って益々起こつてくるであろう。完全性 (completeness) と完璧性 (perfection) という理想はわれわれを迷わせることがある。このことは自然についての知識 (natural sciences) においでも同様である。

しかし、歴史的説明に含まれる法則のみに注目する哲学者はこれら法則 (laws) を規則 (rules) と混同することによつて更に迷路にふみ入つてしまつているのである。彼らは規則に対して或る種の盲目であることを露呈して来た。かくてたとえ彼らは経済上の諸法則 (laws) について語るが、より綿密に吟味してみるとときには、それらは制度的な規範 (institutional norms) であることが判明し、たとえば、自由経済の体系とか、金本位制とかの諸規則であつたりする。あるいは、ランガー (W. I. Langer) の試みである、精神分析学上の法則を借りての、中世におけるある歴史展開の説明を取り上げてみよ。彼の試みは説明派の哲学者達のあるものによつて引用されるのに打つてつけのものである。ランガーは精神分析学に従つて、中世後期の芸術におけるあるモチーフ、例えば、死の踊り、地獄圖、最後の審判等々……の起源を、当時の全ヨーロッパにわたつて拡がっていた災害である疫病に根ざす一つの一般的な病的心理状態 (trauma) に、帰属せしめた。しかし、ここで完全に看過されているところは、これらの出来事が実際に観られるごとき結果をもち得た所以は、その当時の人々が中世後期のキリスト教と芸術とのもつていた精神界に生活していたところにのみ存するということである。ペロポネソス戦争当時のアテネにおける疫病からは、地獄圖や最後の審判の図は決して生じてこなかつた。ここで大切な点は、中世後期のキリスト教および芸術それ自体の諸

原理と基本的形式とは精神分析学上の法則と何ら関係をもたないということ、である。これらの諸原理と形式は歴史上の規約であつて法則では全くない。かくして、歴史の観点からは、私は、一般に歴史上の人々が生活した精神的、政治的、社会的、宗教的世界を、今日の歴史哲学で極めてしばしば用いられている、いわゆる傾性的特性 (dispositional properties) や心理法則よりも、大概の場合、ずっと重要であるとするのである。これに反し、了解派の哲学者達は、私の信ずるところでは、歴史上の知識では、自然についての知識の場合とは異なつた類の普遍が焦点であることを、全く正しく見てとつている。けれども、他方、了解派の哲学者達は、この種の普遍は、その論理的形式的みに関しては、自然法則と異ならぬ——何故なら、その普遍者が規則から構成されている仕方は自然科学を諸法則が構成するのと同じだからである——ということを悟らなかつたのである。

(4) 説明、了解、および物語りの内的関連

上述の諸規則によつて、事柄の説明がなされるのである。説明派の哲学者達が指摘したように説明とは結論を引き出す一種の仕方の意味する。了解ということとは、それが如何なる意味にとられようとも、説明に伴い、それを容易にすることはできる。しかし、了解は説明にとつて必要なものではない。歴史家は説明するのであることは間違いない。歴史家は了解をもするのであるかどうかというのは別の問題である。かくて、しばしば、われわれは實際は過去の文化の有り様 (attitudes) に触れ得ないのにそれを説明したりする。

ここにおいて、そもそも了解とはわれわれに特別に身近なというにすぎない規則、あるいは、法則の体系によつて、説明することに他ならないのではないのか、という問が生ずる。ここにいう規則あるいは法則の体系は、われわれ自身の実在性の一部を含むか、または、われわれがたえずそれにかかわっている故にわれわれが触れえた、一つの実在

性を含むのである。歴史家はしばしば過去に没頭したあまり、たとえば古代人や中世の人のように感じ、考えることができるようになる。遠く離れた文化や人種は多分、われわれには大変奇妙に、そして理解し得ないものすら思えるであろう。その理由は、われわれは彼らの有り様の部分のみを知るだけであり、又、われわれは、それらの有り様を、われわれ自身の諸法則のおかれている地平と、問題を惹起することなく関係づけるでだてを知らないからである。このことに加えて、私は言わねばならぬ。了解を同意や同情ととり違えてはならぬ、と。状況を直接に知った後には犯罪でも了解されるものになりうる。けれども、それを是認するのはやはり別のことである。

すべてをこのような仕方で見れば、自然は疎遠なもの故説明がなされうるのみであり、了解はされえないという言葉は意味がなくなる。事実、自然の大部分はわれわれの人間生活と同じく、われわれに身近なものであり、自然についてのわれわれの知識は人間生活についての知識よりも、すくないわけではない。何故なら、われわれは何の混乱も苦勞もなしに自然の中で行動し、生活しているからである。このことを明らかにしているのは、自分達ともっとも密接なものへの道を、われわれとは違い、塞いでしまわなかった諸民族や諸文化の、崇拜、神話、芸術および文学である。疎遠な何かとしての自然にわれわれが会おうのは、自然が人間的な意図に無関心であることが立証される場合のみである。しかしながら、われわれが殊にこのことを見出すのは、自然が自然科学の対象となる場合である。自然科学は自然とわれわれの普通の日常的接触を故意に無視する。私の意見では、自然の世界 (the world of nature) と人間の生活 (the world of man) とをある条件の下で分離することのこの不可能性は、了解は唯々人間の間の関係にのみかかわるものではありえないことを、この上なく明らかにする。もともと了解の基づいているのは、諸規則をあまり含んでいる体系と全く親密であるという感情に他ならないのである。

ある人々は、しかしながら、歴史的学問の中に現われる特殊なるものは、もし説明の概念があまりにも中心に据えられるならば、失われる、と考える。彼らは言う。歴史家は、了解はともかく、あまりそのような説明を行なうので

はなく、何よりも報告を行なうのだ、と。

さて、私の見解では、説明を「物語り」(narration)から分離するのは殆ど不可能である。前述の政治家の行為の説明は一つのヒントとして役立つかもしれない。何故なら、全く明らかのように、この説明はまたひとしく一つの物語りでもあるからである。

私はここで殊にダントが指摘したことの概略しか与え得ないが、すでに引用した彼の歴史における説明を論じた本(chap. XI. pp. 233—256)で、ダントは説明(explanation)と物語り(narration)との緊密な関連を指摘している。彼は言う。すべての物語りは、一つの変化すなわち、変化の始めの時点の出来事から終りの時点の出来事への変化を記述する、と。従つて物語りは次のような基本的形式をもちうる。

- (1) 時間 t_1 において x は F
- (2) 時間 t_2 において x は H が生ずる
- (3) 時間 t_3 において x は G

この意味するところは、(2)すなわち物語りの中間項は、(1)から(3)への変化がどのように生じ得たかを説明する、ということである。実際のところ、この説明においては一般法則はまたも欠如している。しかしそれを見とることは容易である。すなわち、 F に H が生ずれば G となる、というのがこの説明における一般法則である。

すでに述べた説明の可能的諸形式は、このことが単なる同語反覆でないことを明瞭に示している。その理由は、第一に、そこに用いられている法則は、必然的につまらぬものであるのでは決してない(殊に、こみ入った心理的ないし生物学的状況においては)、第二に、その法則がたとえ歴史家にとつてつまらぬものであつても、哲學者にとつてはそうでない、ことである。これら法則が包含しうる意志、信念および行為の関連、についての大変興味ある問題をすでに私は指摘しておいた。

かくてダントに従えば、厳密な演繹的体系と物語りとは、説明の二つの異なった形式にすぎず、一方は他方に変換しうる。けれども、物語りは、長い期間にまたがる変化を記述するのだということ、われわれは勘定に入れておかなばならない。それ故、その中間項を上述の形式をもつ独立の階梯がいくつか集まって形づくっているのが大概である。(ダントはそのような階梯を物語りの原子 (atomic narrations) と呼んだ)。要約としてダントは一つのまとまりをもった物語り (coherent narration) (歴史家に期待されているのはこうした種類の物語りである) にとつての本質的な性質を次のように述べている。(1)ひとまとまりの物語りが扱う変化では、あるものがその変化の連続的な主題 (subject) である。(2)ひとまとまりの物語りはこの主題の変化の様を説明する。(3)ひとまとまりの物語りは(2)に対して必要なだけの情報しか含まない。ここでもわれわれはまた、演繹的説明への類比をはっきりと見てとりうるのである。

(5) 歴史知識における『理論』の概念

歴史知識において何が特に普遍的であるかを解明する以上の試みにつづいて、今や私は第二の段階を試みようとしている。この段階にいたってようやく歴史における理論 (historical theory) の概念が私にもち出されるのである。自然についての知識には理論が含まれていることは、だれでも知っている。われわれは、光、重力、微視的物理学等等について異なる理論をもっている。奇妙なことだがこの理論という概念は、歴史的な知識においては稀にしか、または全く偶発的にしか用いられず、私の知る限りでは、体系的に、かつ、その概念によって意味されているのは何かということの完全な意識をもって、用いられたことは決してなかったのである。

私はこれらの歴史知識にもまた理論が実際に存するのだということ、今や示さんと欲している。そして、この理論がどういふものから成り立っているかを示そうと意図している。自然についての知識における理論の目的は、何よりも、自然現象の特定の一群を自然法則にのっとつてできる限り包括的に説明し、分類することである。さて、歴史知

識における理論について類比的にわれわれが語ることを妨げうるものはやない。自然法則に対して、われわれは、ある領域における規則（たとえばローマ法の体系）を置き換えうるからである。これらの規則の選出は、当の領域に対して適切な、できるだけ多くの他の規則がこれから演繹されうるように、なされている。また歴史知識の理論は諸規則にのっとって、できる限り包括的に歴史上の出来事の特定の一群を説明し分類するのに役立つのである。

私はここにウェーバー (M. Weber) の『理想型 (Idealtypus)』との密接な関係を見る。とは言え、ウェーバーはこの型が理論のもつ論理的形式をもっているという事実を意識していなかったのは明白である。彼の『社会学のおよび政治的な知識の「客観性」』についての論文からの引用は、思うに、このことを可成り明瞭に示すであろう。そして、同時に、歴史知識における理論の一例を与えるであろう。われわれはたとえば商業、すなわち財貨の交換のための社会組織、または自由競争などの諸過程の構図を思考の上で描くのだ、とウェーバーは言う。そして、彼はさらに続けて言う。『この理想状態として描かれた構図は、歴史上の生活のある関係や現象を結びつけて、思考上の諸関連の世界として統一する。経験的に与えられた生の諸事実に対する思考上のこれら関連の関係は、市場に依存する出来事が観察されたり仮定されたりする場合はいつも、ひとつの理想型の助けによってこれらの関連の独特さが理解可能にされうるといふ点のみ、存するのである……』と。ウェーバーに従えば、このようにして、われわれはたとえば中世の都市経済の觀念というがごときもの、また従って『理想型』を構成し、それによって個々の出来事は思考上統一された構造の中に関連づけられうるのである。これは、要点を失っている——というのは、ここに言うところの思考上で統一された構造とは、諸規則に対する理論であること、そして中世都市経済の觀念の成立はこれによるのであること、が見失われている——が、よき観察である、と私は思う。かくして、歴史についての知識における理論と自然についての知識における理論の間に、形式上の差はないのである。

この例はまた歴史的知識に関する理論が記述しているのは何であるかを示す。それは歴史の中にある一つの体系を⁽¹⁰⁾

記述することであること、丁度、一つの自然科学の理論が自然のうちにあるひとつの体系を記述すると同じである。すなわち、歴史知識に関する理論は、諸規則からなる一つの体系の過去における効力 (efficacy) を一群の歴史上の現象に帰属させるに對し、自然科学の理論は、諸法則からなる一つの体系の効力が一群の自然現象に對して成り立つことを仮定するのである。かくて、たとえば、中世市場についての一つの理論は、この時代の經濟を、この理論の記述する諸法則の一つの体系によって決定されたものとみなすのである。そしてこれと類比的に光の理論は光の現象を諸法則の一つの体系によって決定されたものと考へるのである。かくして、われわれは歴史時点上の体系 (historical systems) について語る必要に直面する。何故なら、もしわれわれが歴史についての知識においても理論を用いざるを得ないのなら、その理論は歴史時点上の体系についての理論であることは明らかであるからである。⁽¹¹⁾

(6) 歴史知識の理論的諸体系における理論の原理の正当化について

かくて私は以上のことにとつて、次のように言う。自然についての知識のみならず歴史についての知識にも理論があり、両者とも同じ論理構造をもっている。しかしこの故に、そしてまた、広く流布している意見に反して、両者の場合の理論において認識に関する同じ理論的諸問題に出会わざるを得ないであろう。というのは、これら諸問題は、両者の論理構造に基づくものであるからである。

そのような理論はどれも必然的にあるいくつかの原理に基づいており、それ故、その正当化の問題が答えられなければならぬ。これらの原理は、第一に、認識一般の諸原理たとえば遡及の原理 (the principle of retrodiction) のような原理を含んでいる。われわれは、現在の展開から過去の展開に関する結論を引き出すときはいつもこの原理をすべての経験科学のみならず、日常生活においてもつねに用いる。けれども、自然科学にもつばら属する原理は、歴史の知識にとつても重要である。何故なら歴史の知識は物理学、天文学、生物学……を補助知識として用いねばなら

ないからである。こうしたことは、ある発掘年代が決定されなければならないとき、また、ある記録が正真正銘のものであるかどうか調査されるべきとき、そしてまた同様な事例において生じている。最後に、もっぱら歴史についての知識に属する諸原理がある。しかしわれわれはこの原理を自然についての知識の原理と同じカテゴリーに服せしめうる。いずれの領域においてもわれわれは公理的 (*axiomatic*)、判定的 (*judicial*)、規範的 (*normative*)⁽¹²⁾、と呼びうる原理を見出す。私は今これらの原理をそれらが歴史についての知識へ適用されている場合について、もっと正確に説明したい、そして又同時に、歴史知識に含まれている知識論の諸問題を指摘したい。これらの問題はそれら原理の特定の内容には依存しない——それが自然についての知識のものであれ、歴史知識のものであれ。

(7) 歴史知識における先験的な公理的原理

公理的原理は理論の核をなす原理と解されている。自然についての知識においては、これら原理は自然のある一つの体系の根本的法則についての観念 (たとえばシュレディンガーの方程式) である。歴史知識においては、これら諸原理はあるひとつの歴史時点上の体系 (*historical systems*) の根本的で基礎的な規則についての観念である。

私はすでに、歴史家にとって規則が意味するところをもっと一般的な連関で説明した際に、これらの根本的で基礎的な規則——今ここで関心があるのはこれだけである——がいかなるものから成っているかを指摘しておいた。今私は歴史知識における公理というものによって私が意味するものに對して一つの特定の例を与えたい。これは古代ローマについての歴史著述から集められうる。それら歴史著述はローマ国家とその文化についての異なつたいくつかの理論から成っている。この意味するところは、これら歴史著述の著者達は、個々の出来事を説明し、基礎的構造、すなわちその助けによって相異なつた諸現象が理解されるに役立つような基礎的構造をそれぞれくり上げた、ということである。かくてギボン (*Gibbon*) は彼の『ローマ帝国衰亡史』“*Decline and Fall of the Roman Empire*”に於て

て、歴史のドラマを古典期古代の終り頃に支配的であった精神的一般構造によって照明しつつ解釈したのである。ニール（Niebuhr）の『ローマ史』“*Römische Geschichte*”における出発点はローマ帝国の社会的基礎とその農業法則であった。彼はまた多大なる歴史素材を一般的体系構築（*general systematology*）の秩序にはめようとした。モムゼン（Mommsen）も同じことをしたが、彼はニールよりも法的原理により力点をおいた。⁽¹⁵⁾ ロストフツェフ（*Rostkoff*）はいくつかの基本概念を用いてローマの社会と経済の歴史を展開した。⁽¹⁶⁾ ホイス（*Hens*）はローマの内政策と、憲法などの歴史とがおおよそ同一であることを示そうと試みた。彼は書いている、『多くの事件を例解する代りに、事実の透明な分類が与えられるべきである。これは理解を容易ならしめるのみでなく、われわれに方向づけのための導きの線を与えるであろう。このための客観的原理は革命という術語（*the term of revolution*）である。このため必要となるのは素材を革命の過程の各段階に応じて分類し、革命の過程の変化をできるだけ明瞭にすることである』。⁽¹⁷⁾ しかしながらローマ史に関するまったく特殊な問のうちにも理論はまた見出される。たとえば、ある学者達は、ローマ帝国の拡張は全く権力のみをもとめるという原理——かれらの呼ぶところに従って言えばマキアベリズムの原理、——のみによって説明されうるといふ。しかし、他の学者達は、殊にモムゼンは、ローマ人をしてますます領土を拡大せしめたのは既存の領土を保護する必要があったからである、と考へる。宣戦布告に対して法的正当化を与えるというローマ外交策の習慣は、厳格な儀式（*a strict ritual*）になるまでに到ったが、他方それはローマの保守的な憲法からも引き出されたに相違ない。というのは、そうした正当化の試みは、敵が伝統的な既存の法律を犯したことを非難すべくいつもなされたからである。更に又、一方では貴族派（*the optimates*）、他方では民衆派（*the populares*）の原理についての、種々の理論が根本的に重要である。かくして、これがある学者達は諸階級の対立として、また、他の学者達は憲法における対立にすぎないと、解釈した。（元老院のみによる政府、ないしは、民会（*the comitia*）が附加的に指導権をもった政府）。私が最後に挙げておきたいのはマイヤー（*Meyer*）による試みである。彼は国内お

よび外交政策、すなわち、アウグストス(Augustus)がある意味でもっていたすべての力を憲法上の原理から演繹しようとして試みて⁽¹⁸⁾いる。

歴史知識の理論に含まれるそのような公理的諸原理は自然科学の諸理論における公理的諸原理と同じく先験的な原理である。これは最初は奇妙に思われるかもしれないが、実際そうなのである。この意見を支える根拠は、一方においてこれら原理が事実についての知識をそもそも可能ならしめるのであるけれども、他方、これら原理は事実によって直接には実証されも反証されもしないのである、ということなのである⁽¹⁹⁾。

これを証明するために私は一つの例として次の事実、すなわち、歴史家が一つの古文書を理解しうるのはその当時に支配的であった法的、経済的ないし社会的条件を知ることによってのみであるという事実を取らう。しかし一体、その歴史家はそういうことをいかにして知るであろうか。答はつぎのようなものに違いない。すなわち、彼は更に古文書や他の材料を用いねばならない、と。これらの助けによって彼はすべての事実をある関係へとはめこもうと試みるであろうし、それら事実をある原理から引き出そうとするであろう。すなわち、彼は、これら事実に合致する一つの歴史的な知識の理論を構成して、上述の古文書を解釈し、又、この古文書によって更に諸々の事実を見出し、あるいは明らかにすることができるであろう。そうであるから歴史家が仕事をすすめる場合、自然科学者と同様の違いはない。いずれの知識領域においても、一つの事実は一つの理論に照らしてのみ与えられうるであろう。事実は理論に依存する、とわれわれは言おう。かくて、理論はまさに可能的経験の制約である。

他方、この理論は経験によってテストされるであろう。たとえば、われわれは、ローマ法の原理についてのある観念、つまりある歴史上の出来事を説明し又ある古文書を解釈するために展開されて来たいくつかの観念が、証明されているか否認されているかを、文書を用いて見出す。古代ギリシアの幾何学的様式の説明にと考察された形成規則はその当時の陶器を用いて正されうる。われわれはナポレオンの活動は彼に帰せられた政治的諸目的によく合っているかと

うかを見出しうる。ある解釈で成功したとかしないとか言われる。この表現手段を私はここで導入した術語に移したのみである。こういったからとて、ひとつの理論というものが曖昧さなく絶対的な仕方では経験的に実証されたり反証されたりは決してしないであろう。材料および事実なるもの、すなわち、われわれが理論をテストするに用いるものは、それら自体、歴史的知識の理論に基礎をもち、それに依存しているのである。どの実証もどの反証もこの故に何程か催眠術的たらざるをえない。更に、確認 (confirmation) というものの理論的構図は、解釈された事実と、仮定されている理論からある条件の下に導出された文と、の間の調和に存する。しかしながら論理上の理由から言えば、導出された文の確認はその前提——われわれの場合では、公理的原理——の確認については何事を言うものでもないのである。かくして、公理的原理に対して経験的な正当化を直接与えることは不可能であり、それどころか、われわれはそれらを先験的 (a priori) に構築しなくてはならないのである。

(8) 判定原理

次に、判定原理 (judicial principles) に移りたい。これによって私の意味するのは、解釈された事実に基づく理論を、斥けたり認可したりせしめる原理である。さて、理論の拒否や認定が厳密な意味では経験的に起こらないことは私がたった今証明したごとくである故に、これがいかに起こるべきかに関する規則が存在せねばならぬ。たとえば、われわれは、ある理論に矛盾する事実が受け入れられるかどうか、あるいは、もっと正確に言えば、これら事実自身に理論的に先行している条件 (preconditions) が受け入れられるべきかどうか、を決定しなくてはならぬであろう。これがなされたなら、次にわれわれは、今度は理論は反証されたものと見做さるべきか、または、すべてはまさかにある特定の通常ならざる状況に帰さるべきであるかを決定しなくてはならぬ。さらにすすんで、理論というものは、場当り (ad hoc) な仮定による以外はもしもそれを弁護できないというならば拒否されねばならぬ、とわれわれは信

じうるであろう。あるいは逆に言えば、われわれはそのような仮定をある状況では是認しうるであろう。われわれは、どんな理由によるにせよ、確信をもって、ある公理にとにかく固執するということもある。あるいはまた、われわれがある理論を認めるのは、それが他の理論に比してずっと範囲の広い経験的内容をもつものであるときに限る、と決めることもできる。(たとえば、その理論が未知の事を説明し、新しい分野を発見するのを助ける等々)。このような可能性がいかに数多くあるかを見てとるには最近の二、三十年の科学理論についての議論をふりかえってみれば足りる。そしてまた、どの経験科学においてもこうした数多の可能性のすべてが見出されることも見てとれるであろう。けれども、同様にして、これらの反証および実証の規則のどれも、それらがどのような形で考えられていようとも、経験に基づくことはできないのである。何故なら経験がそうした規則を前提しているからである。たとえば、ある事実がある理論のテストをするものたりうるかどうか、また、調和ないし不調和の場合に、この事実が理論の確認(confirmation)をするものと考えられるか、拒否をするものと考えられるかは、それらの規則が決定するのである。この種のある先験的な規則をよしとする決定をなした後に、歴史の(または自然の)実在が、このような仕方で築かれたわれわれの構築物に本当に「然り」を言うかまたは「否」を言うかがわれわれに正に見てとれるようになるであろう。(私は後でこれをもっと詳しく論ずるであろう。)

(9) 規範原理

最後にくるのは規範原理(normative principles)である。その名はすでにそれら原理の性質が先験的であることを表わしている。これらの原理は何がそもそも科学理論に属するかを言うものである。歴史知識——今考察されているのはこの種の知識のみである——の理論に関して言えば、われわれはそれが歴史地理、年代記、系図学(Genealogy)、古文書学(Paleography)、紋章学(Heraklady)、印章学(Sphragistics)、貨幣学(Nunismatics)、やその他のものを

使用するのを当然と見る。われわれは歴史の理論がある規範的要求をも充たし、それ故、補助知識と呼ばれる多くのものの助けを用うるのを当然と見る。そうした部類に入るものとして、地理学、天文学、生物学などの自然諸科学さえ数えられる。最重要性はもちろん材料の使用におかれている。もっぱらこのために材料の批判的選択と判定のための信用できる方法とが發展させられて来たのである。なお、形而上学的な力、たとえば神の摂理への言及は是認されないであらう。

註

- (1) C. G. Hempel, *Aspects of Scientific Explanation*, New York 1965. — P. Gardiner, *The Nature of Historical Explanation*, Oxford 1961. — M. White, *Foundations of Historical Knowledge*, New York 1969. — A. C. Danto, *Analytical Philosophy of History*, Cambridge 1968.
- (2) Herder (Einfühlen)
- (3) Dilthey (Verstehen)
- (4) Troeltsch (Ahnen)
- (5) Ranke (Divination)
- (6) 以下の問題については大塚を探究をなすことである。W. Stegmüller, *Probleme und Resultate der Wissenschaftstheorie und Analytischen Philosophie. Bd. I: Wissenschaftliche Erklärung und Begründung*, Berlin, Heidelberg, New York 1968.
- (7) W. L. Langer, 'The Next Assignment', in: *The American Historical Review*, vol. 63 (1958), p. 283—304.
- (8) M. Weber, 'Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis', in: *Soziologie, Weltgeschichte, Analysen, Politik*, Stuttgart, 'Zur Rolle der deduktiv-axiomatischen Methode in der Rechtswissenschaft', in: *Rechtstheorie*, Frankfurt 1971. などを参照。
- (9) 以下の問題を参照す。K. Hübner, 'Philosophische Fragen der Zukunftsforschung', in *Studium Generale* 24 (1971), — 'Zur Frage des Relativismus und des Fortschritts in der Wissenschaften', to appear in: *Zeitschrift für Allgemeine*

Wissenschaftstheorie, 1974. (哲学研究第五二九号) 参照。

(11) 多くの人はもちろん『理論』や『体系 (system)』を歴史知識においてこのように用いることに反対するであろう。というのはこれらの概念は歴史が実際には持っていない合理的な論理とが歴史の中にあるような暗示を与えるかもしれないからである。歴史は体系の中に押し込めることはできない、と彼らは言う。歴史の出来事はどちらかと言えば曖昧であり、しかのみならず大概は情念や、過誤や、狂気や矛盾によつて決定されている。ショーペンハウアーによれば、歴史の主題は人間の世界の移ろい行く纏れにほかならず、風に吹かれる雲のごとく変わりゆき、全く小さな偶然によつてすっかり形を変えられてしまうことがしばしばである。歴史が物語るところのものは、彼の考えでは、人類の押しつぶされ千々に乱れた長い夢にすぎないのである (*Die Welt als Wille und Vorstellung*, vol. II, ed. Hübscher, Leipzig, 1938, p. 505, 506)。もしこれが真、しかもここで言われている程度に真であるなら、歴史著述および歴史そのものが不可能となる。他方、歴史時点上の体系がしばしば論理的な欠陥をもつばかりでなく、歴史上の行為をなした人によるそれら体系の解釈もそのような短所をもつことを、私は否定しない。もし体系が欠陥をもつなら、体系についての理論もそれを反映せざるを得ない。そしてもし体系の解釈もこのようなものであるなら、これは本来は歴史知識のものでない手立てによつて、たとえば心理学からのそうした手立てによつて説明せられねばならぬ。それ故、理想化 (idealizations) がしばしば必要になること、マックス・ウェーバーが『理想型 (Idealtypus)』という表現を用いて指摘したごとくである。時あつてこれを何らか実現せんとする試みはものにならぬこともあろう。しかし、これらのことすべてはこの種の試みが避けられ得ないことをすでに前提している。それどころか、こうした試みは歴史家にとつて必要な手段である。あるいはカントに倣つて言えば規制的観念である。それを用いることを拒否するものは、そもそも歴史を書くことを拒否するものである。そしてこれは、再びカントを引用して言えば怠惰な理性 (Faule Vernunft) であろう。

—— 今一度私は歴史の諸過程の論理を過小評価する危険を警告する。私はすでに指摘した。われわれの全人生は殆んど完全にわれわれの日常経験の個々の細部にいたるまで、種々の規則が沢山あつまつて決定しているのである。それら規則が破られるときはいつも他の規則が通常そこに入れ代っているだけなのである。われわれに周知のように、狂気ですらそれに特定の方法をもちこめるのである。

(12) K. Hübner, 'Duhens historische Wissenschaftstheorie und ihre gegenwärtige Weiterentwicklung', in: *9. Deutscher Kongress für Philosophie*, Düsseldorf, 1969, ed. Landgrebe, Meisenheim 1972, and in: *Philosophia Naturalis* (XIII, 1971) 参

照。

- (13) Ed. J. B. Bury, 7th vol., London 1869—1900.
 (14) 3rd vol., 1811—32.
 (15) Th. Mommsen, *Die Römische Geschichte*, Berlin 1854—56.
 (16) *Social and Economic History of the Roman Empire*, 1926.
 (17) A. Heuss, *Römische Geschichte*, Braunschweig 1971, p. 575.
 (18) E. Meyer, *Kaiser Augustus*, Halle 1924.
 (19) 自然科学について「このころを私は次の論文で考察してみた。『Duhems historische Wissenschaftstheorie und ihre gegenwärtige Weiterentwicklung』, (註(12)参照)。「Theorie und Empirie」, in: *Philosophia Naturalis* X 1968; 「Über die Philosophie der Wirklichkeit in der Quanten Mechanik」, in: *Philosophia Naturalis* XIV 1973.

歴史知識における理論(目次)

序言

- 1、了解派の哲学者
 2、説明派の哲学者
 3、歴史知識に特徴的な普遍
 4、説明、了解、物語り間の内的関連
 5、歴史知識における『理論』の概念
 6、歴史知識の理論的諸体系における理論の正当化について
 7、歴史知識における先験的な公理的原理
 8、判定原理
 9、規範的原理
 10、先験的なものと経験的なものとの関係
 11、いわゆる『解釈上の循環』
 12、歴史時点上の体系の明確化と変異との説明
 13、歴史的状况における理論の原理の正当化
 14、現在の関数としての過去
 15、理論の原理の正当化の三つの形式
 16、結論

(未完)

(筆者 キール大学哲学主任教授)

(訳者 大阪市立大学文学部助教)